

大阪府における依存症専門医療機関と 依存症治療拠点機関の選定について

平成29年9月19日

都道府県・指定都市アルコール健康障害対策及び
依存症対策担当者会議【大阪府講演資料】

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
精神保健グループ 主査 唐澤克之

1. 背景
2. 都道府県と政令市による共同事業
3. 要綱の成立と公表
4. 国に対する要望

1. 背景

- ◇大阪府・大阪市・堺市の依存症対策の必要性
- ◇治療拠点機関設置運営事業
- ◇大阪府・大阪市・堺市の医療機関の状況

2. 都道府県と政令市による共同事業

- ◇管内の医療機関をそれぞれが選定
- ◇医療機関の一覧は、公表するHPで相互リンクを設定
- ◇「国の選定基準に適合していれば選定する」
「手挙げ方式」にルールを統一
- ◇手続き要綱として「選定要綱」を団体ごとに策定
要綱と申請書式の内容はほぼ統一
- ◇申請書式で国の選定基準の内容を一部を独自に補足
- ◇医療関係団体との協議

3. 成立と公表

- ◇ 決裁手続きの関係上、
大阪府・大阪市・堺市の選定開始時期は別々
- ◇ 大阪府では、9月12日に、「大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」を策定
- ◇ 大阪府ホームページで公表
「依存症専門医療機関と依存症治療拠点機関の選定」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/izonshou/index.html>
- ◇ 要綱を定めたことを各団体・医療機関に通知

4. 国に対する要望

- ◇診療報酬の加算、補助制度の導入
- ◇診療実績の報告書の内容・様式・時期
- ◇専門医療機関が実施する「他機関との連携」の内容
- ◇選定基準の見直しに伴う、既存不適格医療機関への対応と医療機関の補正可能な期間の考え方
- ◇選定されていない医療機関が「専門医療機関」「治療拠点機関」を名乗っていた場合の対応
- ◇治療拠点機関の選定要件となる研修の受講の期限（指導者養成研修・各種依存症の研修）
- ◇治療拠点機関が実施する医療機関への研修の内容